

## 「賞金が当たった」という 海外からのダイレクトメールは無視しましょう！

海外の宝くじやロトなどで高額賞金が当たったかのようなダイレクトメール（以下、DM）を海外から送付し、消費者に申込金などを支払わせる手口が再び急増しています。この手口は「賞金が当たった」「賞金当選のための資格を獲得」などという出どころのわからない賞金を受け取るために申込金などの名目でお金を支払わせるものが多数です。DMを送ってくる団体の住所や連絡先ははっきりせず、抽選などがいつどこで行われるかの記述もなく、極めて詐欺的な手口です。



### 【平成24年度に寄せられた主な相談事例。いずれも80歳代・男性】

#### 事例①

別居している義父が、海外宝くじの封筒が届くたびに、5,000円の海外宝くじの受取手数料を払っていた。生活費がなくなることがあり、年金を担保にして借金もしていた。

#### 事例②

父が入院することになり、海外宝くじへのエントリー料金をクレジットカードで支払っていたことがわかった。日々大量に海外からのDMが届く。3社のクレジットカードを使っており、1件当たりの引き落とし額は3,000円程度だが、件数が多いので毎月約10万円になり、約10年間続いていた。

#### 事例③

1億円余りのお金が当選したというDMが届いた。「自分は高齢なので当選金は辞退する」と手紙を送ったところ、前よりたくさんのDMが届くようになった。

### 【消費者へのアドバイス】

- ① 申し込んでもいないのに、「くじ」や「懸賞」に当選するということはありません。日本国内で海外宝くじを授受すると、消費者自身も違法性を問われる可能性もあるため、**決して申し込まないこと。**
- ② 安易にクレジットカード番号や電話番号などの**個人情報を業者に教えないこと。**
- ③ DMを受け取りたくないときには、「受取拒否」をすることもできる。受け取ってしまった場合には、DMは処分してもかまわない。

不審に思ったら、またトラブルにあったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。トラブルにあう人のほとんどが高齢者のため、日頃から家族や周囲の人にも注意が必要です。

（独）国民生活センターHPから引用）

## ★消費生活トラブルにあわないための6か条★



昨今の悪質トラブルの手口は、複雑巧妙になっています。

被害を防ぐための6か条を6回にわたり紹介しています。今月はその二です。

その二. 不安をあおる手口にご用心

「このままだと大変なことに・・・」不安をあおる言葉を使うのは、悪質業者の典型的な手口です。

### 弁護士による多重債務110番法律相談を開催します（各回4名受付）

- ① 3月4日（月）14:00～16:00 クリエイトホール 消費生活センター
  - ② 3月5日（火）14:00～16:00 市役所 暮らしの安心安全課
- 事前にお電話で消費生活センター（☎631-5455）までお申込みください。（先着順）

食品表示に関する意見交換会

## 食品表示フォーラム

～食品表示から分かること～

食品表示には大切な情報が書かれています。  
でも、食品表示のときちんご存知ですか？  
みなさま、一緒に食品表示のことを考えてみましょう。



日時 平成25年3月4日（月）14:00～16:00

会場 クリエイトホール10階 第2学習室（東町5-6）

募集人数 先着50人

#### 【申込み方法・問合せ】

3月1日（金）までに電話またはFAXでお申込みください。

八王子市保健所生活衛生課食品衛生担当

TEL 645-5111、FAX 644-9100

（土日、祝祭日を除く 9:00～17:00）

申込みが募集人員に達し次第、受付を終了とさせていただきますので、ご了承ください。

主催 農林水産省 関東農政局 東京地域センター

八王子市保健所、八王子市消費生活センター

## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）

相談は無料、秘密は厳守します。

☎631-5455

\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

